

中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 中城村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに限る。）の処理に関する事務のうち、新たに設置するごみ処理施設の整備等に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を浦添市に委託する。

- (1) ごみ処理施設の建設に関する事務
- (2) ごみ処理施設の運営に関する事務
- (3) ごみ処理施設の廃止に関する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、浦添市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）の定めるところに従って行うこととする。

(経費の負担等)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、中城村が負担するものとし、中城村は、これを浦添市に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、中城村と浦添市が協議して定める。この場合において、浦添市は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を中城村に送付するものとする。

3 各年度において、委託事務の管理及び執行に浦添市が要した経費のうち、中城村が浦添市に納付した額に過不足があるときは、中城村と浦添市が協議してこれを調整するものとする。

(予算の計上)

第4条 浦添市は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、浦添市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(収入)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て浦添市の収入とする。

(予算の繰越)

第6条 浦添市は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、浦添市は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後に、速やかに中城村に提出するものとする。

(決算の場合の措置)

第7条 浦添市は、地方自治法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分の中城村に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期に中城村と連絡会議を開くものとする。ただし、中城村から申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、浦添市は臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第9条 浦添市は、委託事務の管理及び執行について適用される浦添市の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ中城村に通知し、連絡会議において協議するものとする。

2 浦添市は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を中城村に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があったときは、中城村は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、中城村と浦添市が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成30年6月27日から施行する。

2 中城村は、この規約の告示の際併せて委託事務に関する浦添市の条例等が、中城村に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、浦添市がこれを決算する。この場合において、決算に伴って剰余金又は不足金が生じたときは、この処理について中城村と浦添市が協議して定めるものとする。